

令和6年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間をしているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。
なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る保有個人情報の名称等

法律雑誌社等に交通事故の裁判例を提供する際の取扱いを定めた大阪地裁作成の文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

5月30日付け（同月31日受付）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）